

第二百三回国会 院 財務金融委員会 議 録 第一一 号

令和二年十一月十八日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

- 委員長 越智 隆雄君
- 理事 井林 辰憲君
- 理事 神田 憲次君
- 理事 藤丸 敏君
- 理事 日吉 雄大君
- 穴見 陽一君
- 井上 貴博君
- 鬼木 誠君
- 門山 宏哲君
- 小泉 龍司君
- 武井 俊輔君
- 中山 展宏君
- 本田 太郎君
- 八木 哲也君
- 山田 美樹君
- 櫻井 周君
- 野田 佳彦君
- 古本伸一郎君
- 清水 忠史君
- 森 夏枝君
- 理事 うへの賢二郎君
- 鈴木 馨祐君
- 末松 義規君
- 太田 昌孝君
- 井野 俊郎君
- 今枝宗一郎君
- 勝保 孝明君
- 城内 実君
- 田中 良生君
- 津島 淳君
- 船橋 利実君
- 宮澤 博行君
- 山田 賢司君
- 海江田万里君
- 階 猛君
- 長谷川嘉一君
- 斉藤 鉄夫君
- 青山 雅幸君
- 前原 誠司君

- 財務大臣 麻生 太郎君
- 財務大臣(金融担当) 赤澤 亮正君
- 内閣府副大臣 伊藤 涉君
- 財務大臣政務官 船橋 利実君
- 経済産業大臣政務官 佐藤 啓君
- 政府参考人(内閣府内閣人事局人事) 山下 哲夫君
- 政府参考人(内閣府子ども・子育て本部) 藤原 朋子君
- 政府参考人(内閣府子ども・子育て本部) 藤原 朋子君

- 政府参考人(金融庁総合政策局長) 中島 淳一君
- 政府参考人(金融庁企画市場局長) 古澤 知之君
- 政府参考人(金融庁監督局長) 栗田 照久君
- 政府参考人(総務省大臣官房審議官) 川窪 俊広君
- 政府参考人(総務省大臣官房長) 茶谷 栄治君
- 政府参考人(財務省大臣官房長) 新川 浩嗣君
- 政府参考人(財務省大臣官房総括審議官) 住澤 整君
- 政府参考人(財務省主税局長) 大鹿 行宏君
- 政府参考人(財務省理財局長) 鎌水 洋君
- 政府参考人(国稅庁次長) 村上 敬亮君
- 政府参考人(中小企業庁経営支援部長) 黒田 東彦君
- 政府参考人(日本銀行総裁) 齋藤 育子君

- 委員の異動
- 十一月十八日 補欠選任 古川 慎久君
- 同日 八木 哲也君
- 十一月十八日 補欠選任 古川 慎久君
- 同日 八木 哲也君

新たな社会構造転換に向けた自動車政策に関する意見書(群馬県太田市議会)(第三三五四号)  
 新たな社会構造転換に向けた自動車政策に関する意見書(群馬県大泉町議会)(第三三五五号)  
 自動車関係諸税の諸問題の解消および、新型コ

ロナ感染症を乗り越えるための負担軽減に関する意見書(東京都日野市議会)(第三五六号)  
 自動車政策に関する意見書(宇都宮市議会)(第三五七号)  
 消費税率5%への引き下げを求める意見書(長野県阿智村議会)(第三五八号)  
 消費税率の本体価格表示の恒久化に関する意見書(高根県津和野町議会)(第三五九号)  
 所得税法第五十六条見直しを求める意見書(茨城県阿見町議会)(第三六〇号)  
 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済対策(消費税減税)を求める意見書(福岡県中間市議会)(第三六一号)  
 令和三年度自動車関係諸税の簡素化、負担軽減を求める意見書(三重県鈴鹿市議会)(第三二二二号)

本日の会議に付した案件  
 政府参考人出頭要求に関する件  
 参考人出頭要求に関する件  
 財政及び金融に関する件

○越智委員長 これより会議を開きます。  
 財政及び金融に関する件について調査を進めます。  
 この際、お諮りいたします。  
 兩件調査のため、本日、参考人として日本銀行総裁黒田東彦君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として内閣府内閣人事局人事政策統括官山下哲夫君、内閣府子ども・子育て本部審議官藤原朋子君、金融庁総合政策局長中島淳一君、企画市場局長古澤知之君、監督局長栗田照久君、総務省大臣官房審議官川窪俊広

君、財務省大臣官房長茶谷栄治君、大臣官房総括審議官新川浩嗣君、主税局長住澤整君、理財局長大鹿行宏君、国稅庁次長鎌水洋君、中小企業庁経営支援部長村上敬亮君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。  
 〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
 ○越智委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○越智委員長 質疑の申出がございませんので、順次これを許します。中山展宏君。  
 ○中山(愚)委員 おはようございます。自由民主党の中山展宏でございます。  
 きょうは、質問の機会をいただいて、ありがとうございます。私の方からは、経済安全保障の観点からお尋ねをさせていただきます。先般、今国会の所信表明演説で総理は、経済安全保障の観点から、政府一体となって適切に対応していくとおっしゃられました。  
 経済安全保障は、経済活動を安全に行える環境という従来の意味、例えば食料安全保障であったり、エネルギー安全保障、食料を質、ポリウムともに安定的に供給をされる環境であったり、エネルギーを安定的に供給をされる環境であったり、そういういった安定供給の意味合いも従来からはあります。

このコロナ禍においては、皆さん御案内のとおり、マスク等の公衆衛生用品をしっかりと安定的に供給されるという意味合いでの経済安全保障という言葉が使われましたが、今日的に使われておりますのは、経済活動は安全保障と密接な関係があつて、安全保障への影響を考慮した経済活動が必要であること、同時に、かねてより、国際社会では安全保障上の利益を目的とした経済活動が行

藤副大臣が来られているので。

思い切ってこの六十年償還を前倒したらどうですか。個人でも、家のローンを前倒せば償還費は圧縮できますよ。いかがでしょうか。

○伊藤副大臣 震災当時のことも古本先生の方がよく御存じのとおりだと思いますし、今御質問の中でほとんど答えもおっしゃっておられると思いますが、改めて答弁申し上げます。

この大震災のときの復興事業については、質問の中でお触れいただいたとおり、時限的な措置として復興特別税を導入し、つなぎとして復興債を発行するなどして事業を行いました。

他方、現在、新型コロナウイルス感染症の対応のために編成した一次、二次補正予算、必要な歳入のほば全額を国債で賄っております。これは、これも質問の中でお触れいただいたとおり、この影響が日本全国に及び、かつ、その影響が長期間にわたるとい、今も全ての国民が対応を余儀なくされているという状況を踏まえての対応だというふうに我々も理解をしております。

いずれにせよ、目下、感染拡大の防止、経済の再生、そして財政の再建という三点を念頭に、現状の危機を乗り越えて、次の世代に未来をつないでいくことが我々の責任であります。当面の目標でありますプライマリーバランスの二〇二五年度黒字化目標の達成はもちろんですけれども、歳入歳出両面の改善に不断の取組を続けていきたいと思っております。

そして、先生の御質問にありました六十年償還ルールの見直し、これも非常に財政にとって大きな投げかけでございますので、また慎重に検討を重ねさせていただきます。

○古本委員 ぜひ果敢に取り組んでいただきたいと思っております。東日本は二十五年で償還しますから。

これはコロナが、大臣、今、きのうのニュースを見ていても胸が痛いですけれども、就職活動をされている学生の皆さんというのは、たった一年遅いで、今、天と地獄に、就活が追いやられて

いるわけでありまして、各企業が採用を軒並み絞り込んでいますので。

そういう意味では、ぜひ、就活生に対するいろいろなエールとか、企業、関係団体との接点も大臣も多いと思うので、なかなかリスクオンする環境に企業はないんでしょけれども、雇用とか、新規就活しているみんなの応援というのはぜひお願いしたいなということを強く要望、提案するわけでありまして。

そういう困っている就活生もいる中で、コロナ連帯税なんていうことはなかなかしんどいと思えますよ。でも、それはなぜ言うかというところ、多分これはすぐに終わらないからなんです。ずっと続くからこそ安定財源を確保すべきじゃないか。そして、お金を借りたのだから早期に償還した方が公債費を圧縮できるということを強く問題提起するわけでありまして。

きょうは、デジタル関連についても少し触れたと思います。

総務省も来ていただいておりますが、これは長年問題提起してはいますけれども、前年の所得で住民税が課税されています。これはこの場でも申し上げましたけれども、前年から所得が落ちた人、例えば議席を失った議員とか、これほど切なくて負担になるものはないというのが住民税なんです。

デジタル化になれば、国税のデータを自治に動かすのに、昔、ある大臣は、トラックでデータを運ぶのに時間がかかったんだと答弁した大臣もおられるんですよ、もう十何年前。それでいえば、もうデジタルの時代ですから、データの問題はないうです。ね。と同時に、役所の負担ということも、せっかくデジタル化するとおっしゃっているんだから、源徴義務者が、企業の人事、経理の皆様の負担が上がるということも事前に聞いています、聞いていますので、できないという理由はないと思っております。

検討しているか、検討する気もないのかだけ聞かせてください。説明はいいです、余りもう時間がないので。検討する気があるかどうかだけ教え

てください。

○川窪政府参考人 お答え申し上げます。さまざま課題もございますことから、引き続き丁寧な議論、検討を続けてまいりたいと考えております。

○古本委員 ありがとうございます。

ぜひこれは検討を続けていただきたいし、与党の先生方がおられるので、その気になれば現年課税化できると思うので、やっていただきたいなと思っております。

それが無理なら、落選して落ちた人はまあ僕らです。からおいておいても、退職した人が退職金の中から住民税を払っているという現実を考えたら、あるいはコロナによって所得が落ちた人が苦勞しているということを考えたら、時限で減免を考えてもいいんじゃないかなという気はいたします。これは主税局長に問題提起します。

もう時間が来ましたけれども、触れてだけ終わります。

デジタル化が進んで行政文書が電子化されていくと、実は私は大きなエアポケットが生じるんじゃないかなと強い懸念を持っております。それは、例えば請負契約、ゼネコンが施主さんとの請負契約を結んだら、例えば五十億以上の工事ですと今六十万円の印紙を張ります。これは、電子化された文書なら印紙税は要らないという理解ですけれども、正しいですか。

ちょっと委員長、お許しいただいていいですか。

○越智委員長 時間が経過しておりますので。

○古本委員 じゃ、一瞬だけ。事実関係、正しいかどうか。電子文書なら印紙税は要らない。

○越智委員長 簡潔に一言で答弁してください。

○住澤政府参考人 電磁的記録の場合、印紙税は課税されません。

○古本委員 ありがとうございます。つまり、一兆円近い印紙税収は貴重な財源であります。デジタル化が進むことによって実は課税できなくなる。逆に、デジタル文書は免税という

か非課税文書で、有印文書というか紙は課税だというのが既に不公平が生じているので、こっちに合わせるべきだ、つまりきちんと課税すべきだということ一度研究すべきだと思います。

今後、行政文書が電子化されていく中で、貴重な印紙税収が欠損しないようにぜひ研究していただくよう問題提起して、終わります。

○越智委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史です。新型コロナウイルス感染症対策について質問いたします。

対策関連費なんです。一次補正と二次補正を合わせまして、約五十七兆四千億円ということですが、さらに、菅総理大臣は三次補正の予算案の策定を指示したと報道されております。

これだけの規模の予算を組んでいながら、残念なこと、消費税減税は一切盛り込まれておりません。今回のコロナ禍で、多くの国が消費税減税を既に実施しております。資料を配付いたしましたので、ごらんいただけます。

資料の一は、ドイツにおける付加価値税の時限的軽減措置の概要です。半年間で、標準課税を一九％から一六％に、軽減税率は七％から五％に、財政への影響は二・四兆円及ぶわけですが、これを景気刺激策のパッケージとして、時限的な税率の引下げを行っております。

裏をごらんください。資料の二ですが、オーストリアにおける付加価値税の時限的軽減措置の概要、これも半年間でありまして、一〇％から五％に減税しておりますし、表の六と書いてるところ、イギリスにおける付加価値税の時限的軽減措置の概要、これも約半年間でありまして、標準税率二〇％を五％に引き下げるということを行っております。イギリスの減税につきましては、リシ・スナク財務大臣が七月八日の議会演説で、十五万人以上の事業者及び全国の消費者に利益をもたらすものであり、二百四十万人の雇用を守ることにつながる、消費税の時限的減税の効果



をこう述べておられます。  
補正予算を策定する過程で、消費税減税の導入について我が国では一切検討をしておかなかったのはなぜでしょうか。麻生財務大臣に質問いたします。

○麻生国務大臣 消費税につきましては、もう御存じのように、この急速な高齢化、少子高齢化というものを考えた場合に、社会保障の給付というものが最も大きな予算の中の比率を占めているのは御存じだと思います。かれこれ四割、先ほどどなたかの資料にもありました。その中で、国民が広く受益をいたします社会保障というものの費用はあらゆる世代が広く公平に分かち合うという観点から、社会保障の財源としてこれが位置づけられたというのが経緯です。少子高齢化、もう一人の方がふえて払う人の方が減ってくるという状態、どのようにしてやれる計算になっているのか。私どもの計算では、この消費税というのは極めて大きな要素を占めるものだ、私どもはそう思っております。

したがって、昨年にやらせていただきました消費税の引上げは、全ての世代が安心していただくことで、全世代型の社会保障制度へと大きく転換していくためにどうしても必要なものだったと考えております。したがって、今、消費税を引き下げるという御提案ですけれども、考えておりません。

○清水委員 将来的な社会保障財源につきましては、また今後議論したいというふうに思っています。  
私が今紹介した各国の例、これはコロナ対策として、国民生活と経済を立て直すために限定的に消費税を減税しているというを紹介させていただきました。今私が述べましたイギリス、それからドイツ、オーストリア以外に、アジアでは中国や韓国も実施しておりますし、私が調べただけでも約二十カ国で消費税の減税を今行うか検討しているということがあります。  
確かに、国ごとに税率が異なるわけで、仕組み

もさまざまです。しかし、各国が、このコロナの不況から抜け出す有効な手段として限定的な消費税の引下げを位置づけているということは、やはり率直に認めざるべきではないかというふうに思うんです。

ある衆議院議員は、毎日新聞のインタビューにこう答えました。昨年十月は、消費税増税をすべきタイミングではなかったと認めざるを得ない。景気後退期に入っていた上でのコロナ禍だ。まさにダブルパンチであり、このままでは倒産件数はふえ、多くの人が経済的に追い込まれ、自殺者もふえてしまう可能性がある、こう答えておられます。  
別の衆議院議員もこう言っています。コロナ対策としてではなく、日本の経済を立て直すために消費税減税が必要だ。消費税減税は全ての国民にあまねく届く。消費税率をゼロにすれば商品を実上一割値引きすることになるので、一番効果がある。しかも、消費税は所得の低い人ほど負担に感じるという逆進性がある。裏を返せば、税率を下げれば、所得の低い人ほど恩恵があると述べました。

前者は当委員会の委員でもある城内実衆議院議員、後者は安藤裕衆議院議員、いずれも自民党所属の衆議院議員であります。一昔前は、消費税を下げると言うとき共産党か民商からというふうに行われたものですが、今や自民党から共産党に至るまで、このコロナのもとで消費税の減税が有効だということを述べているわけですね。  
国民からの要望も高く、与党議員からもこれだけ声が上がっている消費税の減税について、財務省はなぜ、国民の暮らしを守るための効果であるとか、あるいは経済的な効果について検討すらしないのか。これだけやはり国民の生活や日本経済への今ダメージがあるわけですから、コロナでこれを立て直すために、消費税減税、これを検討するべきだと思っておりますが、なぜ排除するんですか。財務省に聞きたい。

○麻生国務大臣 今言われました例、ドイツの消費

費税で幾らですか。ドイツの消費税は一九％、イギリスは二〇％だと思っております。私の記憶ですから、ちょっと違っていたら、あなたの紙を見ていないのでわからないけれども、日本より一〇％高いという、まず大前提を忘れぬでおいていただかぬといかぬところですね。その上で、財政状況も更に日本よりはよいということになっております。特別定額給付金というふうなものをおり。我々は全国一斉にやりましたけれども、その二国、いずれもやっていますね、そういうことは、間違いないでしょう。

そういった意味で、日本は特別定額給付金、これは十二兆八千億円規模、消費税率で約五％分に相当しております、これをやらせていただきました。持続化給付金、これも総額五兆二千億円やらせていただきました。こういう対策をやらせていただきましたので、これらの着実な実施というものはあわせて考えていただかぬと、一面だけ言われるのはいかぬのかと。  
自民党にも、うちは数が多いのでいろいろいますので、それは自由に言わせてください。

○清水委員 安藤議員は、六十人を超える自民党議員の賛同を取りまとめたと言っているんです。全国商工団体連合会の調べでは、自民党議員百人以上が、税率の幅とか期限はそれぞれですが、消費税減税の必要性を訴えているんですからね。  
これはやはり事実をよく知っていたいただきたいことと、それから、税率の違いをおっしゃいます。しかし、日本の場合はほぼほとんどの品目に消費税がかかるわけで、生活必需品や教育費にかからない諸外国と一律に語るといことはできないと思いますし、税金に占める消費税の割合というのは、一九％のドイツも一〇％の日本もそんなに変わらないわけです。

だから、私が言いたいのは、先ほど言いましたように、仕組みや税率はそれぞれだ、しかし、コロナから立て直すために有効な手段としてやっていくということをよくつかんでいただきたいと思

うんです。  
それから、先ほどドイツの話もしましたけれども、メルケル首相は、付加価値税、日本の消費税ですが、消費者全員にかかる税であり、その減税は社会的公正さを保つもの、これも発言しているわけですね。先ほど十万円のお話がありましたけれども、たしか麻生大臣は、あれは貯蓄で十万円もっただけだといふふうにおっしゃっていたような記憶があるんですけれども。

持続化給付金で言いましたら、同様なことはドイツでもやっています、後でも触れますけれども。その上で、二十カ国で消費税を減税している。このことの効果をやはり財務省としてもしっかりと検証し、そしてその実現性を検討するべきだと私は強く求めたいというふうに思います。  
なぜかといいますと、やはり企業の倒産や派遣切りなどで、今多くの雇用が奪われています。低所得層での困窮が一層激しくなっています。GoToトラベルとかGoToイートというのは、お金があつたり時間があつたりする人は利用することができなくもありませんけれども、そうでない人もたくさんいらっしゃいます。  
その点、消費税の減税というのは、例えば食料品などの生活必需品、これの税込み価格を下げるわけですから、全ての階層に恩恵が生じるわけです。民主青年同盟なんかが生徒向けにいわゆる食料支援なんかをやりましたら、それこそ多くの学生が殺到するというわけですよ。そういう点では、やはり食料品も含めて引き下げていくということがどれだけ効果があるかということを財務省は真剣に考えるべきです。

例えば、麻生大臣、八％の軽減税率を半年間ゼロにするのであれば、約二兆円の財源でできます。八％への減税を、一〇％を八％にするのであれば、半年間で二・三兆円でできます。五％への減税、一律五％にするのであれば、半年間で六・五兆でできるわけです。これは予備費の残額でもできる金額なんです。もつと言いますと、きょうあたりは、自民党の参議院の世耕幹事長が三次

補正は三十兆から四十兆だ、こういうふうには景気のいい話をしてはいるわけじゃないですか。

消費の底上げの、生活の下支えの観点から、消費税減税もコロナ対策の景気対策として検討するに値するんじゃないですか。いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 先ほど申し上げましたように、二度の補正予算とかコロナ準備の活用等々を通じて、雇用維持とか業務の継続とか国民生活の下支えに努めているところであります。まずこれらを着実かつ迅速に執行に努めていくことが何といても重要だと考えております。

また、消費税につきましては、先ほど申し上げたとおりでありまして、国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合うということ、社会保障の財源として位置づけられているものだと思っております。

したがって、昨年の消費税率の引上げは、全ての世代が安心できます。全世代型社会保障への変換をしていく大事な大事点でありまして、消費税を今引き下げるとは考えておりません。

○清水委員 例えば、OECDのグリア事務局長も、ことし三月、コロナ危機に対応するための世界の協調行動を呼びかける中で、一時的な付加価値税の減税又は猶予というものを緊急政策の選択肢に挙げていること、これは当然御存じのことだと思っております。

ですから、社会保障の財源云々というのは、それは諸外国だってそれぞれ事情があるでしょう。しかし、コロナのために苦しんでいる国民生活や経済を立て直すためには消費税減税が有効だということをやっているわけですから、ぜひこれは検討することを求めたいというふうに思っています。

同時に、消費税減税は中小企業への支援にもつながります。新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な事業者に対し、納税の猶予制度に特例が設けられました。ことし二月一日以降、前年同月比の収入に対しおおむね二〇%の減少が

あった場合、一年間の納税猶予を延滞税なしで認めるというものです。

現在までの適用状況について国税庁にお伺いしたい。それから、納税猶予制度の特例を適用した税額のうち消費税が占める税額の割合と、その件数についても教えてください。

○鎌水政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘の特例猶予の適用でございます。九月三十日までで全体で約七千八百億円、うち消費税及び地方消費税は約四千八百億円となっております。全体で約六一%ということでございます。

それから、適用件数につきましては、トータルでは二十万件余りでございますが、ちよつと、税額ごとにはとってございませんので、控えたいと思っております。

○清水委員 今、国税庁から答弁がありましたように、これは所得税も含めて七千八百億円余り納税猶予の特例を活用している。そのうち消費税が四千七百億円余りで、全税目のうちの六割なんです。ですから、全部の件数が二十万件というふうには言われませんでしたけれども、その多くが、この消費税が納められなかった、この特例の猶予制度を利用してのことです。新型コロナウイルスの自粛や休業要請により多くの事業者が納税困難に陥っているということは、今言われた数字を確

認してもよくわかることだと思っております。

来年の申告なんです、問題は、来年の申告。赤字の場合は所得税や法人税は払わなくていいです、ゼロでいいということになります。そういう場合はあります。しかし、消費税の納税はそうはなりません。免税業者でない限り、赤字でも納税義務が生じるのが消費税であります。ことし納税猶予の特例を利用した、申請した業者さんが、来年の確定申告時期に二年分の消費税の納税が求められるわけですよ。

コロナが収束しておりません。今、第三波と言われております。不況の中で苦しんでいて、こと

し乗り切れるかどうか分からないという中小企業が多い中、全ての事業者が二年分まともに消費税を払えるというふうに認識しているんでしょか。財務省、いかがでしょうか。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

新型コロナウイルスの影響に鑑みまして、この納税猶予の特例でございますが、こちらは無担保かつ延滞税なしで一年間納税を猶予するというところで、通常の納税猶予制度の特例として、担保の点と延滞税の点での特例を設けたものでございます。

この特例による猶予期間が満了した際に二年分納めなければいけないのかというところでございますが、これにつきましては、この特例とは別に、既存の猶予制度に基づく分割納付が可能でございますので、要件を満たした場合ということにはございまして、必ずしも御指摘のようなことにはならないというふうに考えております。

○清水委員 既存の納税猶予制度に切りかえる、あるいはそれを活用せよとの答弁だったと思うんですが、ただ、たかさんの資料提出が必要なんです。既存の納税猶予制度というのは、税務署の職員も大変忙しい繁忙期である納税時期に、確定申告時期に、ことしの、だから来年の分ですよ、払えないという申請書類をたくさんそろえなければならぬ。これはお互い大変だと思っております。

簡易な資料の提出で済む、それが今の特例制度の一つの特徴でもあるわけですから、やはりそういう点ではこの特例制度の延長も必要だと思っておりますが、書類の提出の件についてはいかがですか。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

今般のこの特例猶予制度を検討する際に、並行いたしまして、運用上の対応として、書類の提出等についても、実務的に難しい状態にある納税者の方々に対しては、例えば口頭での説明で可とする等の弾力的な運用を国税庁において行っております。

○清水委員 この問題で麻生大臣に一回お伺いしたいと思っております。

先ほど私が紹介した自民党の安藤裕菜議員はこうも言っているんですね。消費税は、消費者から企業が税を預かって国に納める預かり税だと言われることがあるが、実際には中小企業は消費税分を転嫁し切れていない、税率が上がれば上がるほど利益を削ってかぶっているのが実情だ、消費税を下げることは中小企業にとっても恩恵となる。やはり中小企業が、しかも消費税に苦しめられているということを告発している、安藤議員は税理士でもありませんから、多くの中小企業の実情をよく御存じなんです。

それで、麻生大臣に訴えたいのは、二年分の消費税の滞納を抱えてしまうというふうなことになる。納税の展望も無い、せつなく持続化給付金とか家賃支援給付金、あるいは制度融資、こういうものを得て一旦は落ちつくことができたけれども、もうそこで息切れ倒産、諦め廃業に追い込まれるというふうな状況になりかねません。消費税の滞納問題が、私は中小企業の倒産の引き金になるように思えて仕方がありません。

ぜひ、納税猶予の特例措置の延長など、納税が難しいと言われている中小業者の皆さんへの対策が必要だと思っておりますが、この点、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 今、住澤、参考人の方からお答えをさせていただいたことだと思っておりますが、いわゆるコロナの影響によつて事業者の収入が減っているというのを踏まえて、先ほど申し上げましたように、無担保とか無利子だとか納税猶予とかいろいろの特例をさせていただいたけれども、それ以外にも、触れられませんでしたけれども、給付金とか助成金とか実質無利子無担保での融資等々もありませんでした。そういう事業者に対するさまざまな支援措置が講じられていますのはよく御存じのとおりなんだと思っております。御存じかどうか知りませんが、そうなんだと思っております。



十九日以降に家賃支援給付金事務局のコールセンターにお問合せをいただければ幸いです。ごさいます。

○清水委員 ありがとうございます。

そのような柔軟な対応をしていただけるということで、この方々も大変喜ばれるというふうに思います。

今申し上げたケースも、事務局が注意深く確認すれば正確に申請できたものだというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に訴えたいのは、ことしに入ってから、コロナ関連倒産、七百倍近くとなっております。八割が六カ月連続で前年同月比売上減ということです。三次補正を待たず、やはり予備費の活用などが必要だと思っております。GDPが回復したということも、コロナ前の水準を下回り、消費税を一〇%に増税した後の水準より更に悪化しています。

消費税の減税、持続化給付金の再支給、経営の苦しい中小企業については納税を免除するなど、思い切った支援策の実現が必要です。このことを政府に求めて、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○越智委員長 次回は、来る二十四日火曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十二分散会